

鈴鹿市公告第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定した道路について、当該道路の位置の指定を廃止したので、鈴鹿市建築基準法施行細則（平成11年鈴鹿市規則第29号）第24条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1 廃止する道路の位置

鈴鹿市長太新町二丁目の南側地先

鈴鹿市北長太町の北側地先

2 廃止する道路の指定年月日及び指定番号

昭和38年9月27日　38鈴道2

3 廃止する道路の道路番号、延長及び幅員

道路番号　G

延長　241.56メートル

幅員　4.0メートル

4 廃止年月日

令和8年1月13日